報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成27年3月27日
関東管区行政評価局

育児休業給付金の支給対象期間の延長手続の周知徹底について（あっせん）

総務省関東管区行政評価局管内の行政評価事務所に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博　埼玉県法人会連合会会長、埼玉県経営者協会特別顧問ほか７名）において検討した結果、育児休業給付金の支給対象期間の延長手続に係る周知について改善する必要があるとの意見を踏まえて、平成27年３月27日、当局管内の埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局に対してあっせんしました。

（注）　「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、問題があれば、改善策を示し、行政機関等に対し改善を要請する（求める）ことをいいます。

【相談要旨】

平成26年４月に育児休業を終え職場復帰を予定している女性から、25年１月生まれの子について、育児休業給付金の支給対象期間の延長手続を公共職業安定所に対して行ったところ、26年１月からの保育所入所不承諾の通知書を提出していないことを理由として、延長が認められなかったとの相談を受けた。この方は、勤め先の事業所において育児休業給付に係る手続を行った際に、支給対象期間の延長手続について詳しい説明を受けておらず、もし、前もって知っていたら、保育所への入所申込を行っていたと主張している。

いわゆる「待機児童」が全国的に多数存在する状況から、上記のような理由で育児休業給付金の支給対象期間の延長手続を希望する方が、他にも多数存在することが予想される。また、そのような方の中には、保育所入所申込等の所定の手続を事前に行わなければならないことを知らずに申請し、同給付金の支給対象期間の延長が認められない可能性がある。

したがって、各労働局は、事業所や育児休業申請者等に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る手続について周知を徹底すべきである。

（注）本件は、当局管内の行政相談委員が受け付けた相談である。

育児休業給付制度及び同給付金の支給対象期間延長の概要

１　育児休業給付制度について

雇用保険の被保険者は、１歳（一定の場合は１歳２か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができる（原則として、２か月に１度、支給申請を行う必要がある）。支給申請手続は、被保険者に代わって事業主が行うことも可能である。

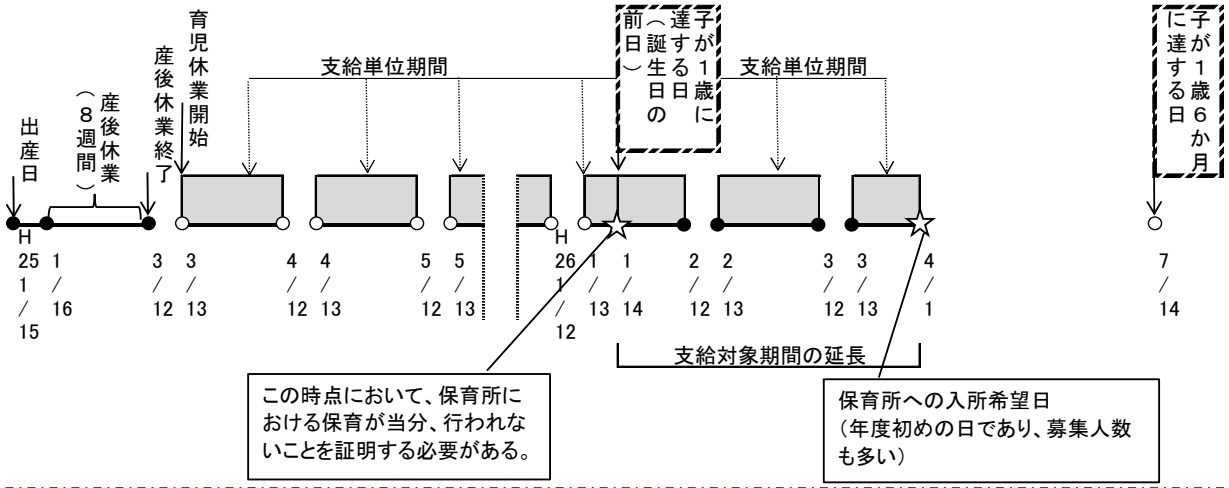
２　育児休業給付金の支給対象期間の延長について

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込を行っているが、その子が１歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合等の理由により、その子が１歳に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が１歳６か月に達する日前まで、当該支給対象期間を延長することができる。

３　育児休業給付金の支給対象期間の延長手続について

支給申請期間内に、延長事由に該当することを確認できる書類（育児休業に係る子について、保育所による保育が実施されない場合には、市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など、当面、保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類）を支給申請書に添えて提出する必要がある。

◎　1月15日生まれの子について、保育所入所希望日（職場復帰日）が4月1日まで支給対象期間を延長したい場合



本件に係る当局管内１都９県の労働局の対応状況

当局管内の埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局では、育児休業給付金の支給対象の延長手続について、①窓口にパンフレット、リーフレット、手引等を置いて自由に持ち帰ることができるようにしている、②事業所に対してパンフレット、リーフレット、手引等を交付または送付する、③労働局、公共職業安定所等のホームページにおいて案内する等により周知を行っている。

一方、上記のうち、茨城、栃木、群馬、東京、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局においては、④育児休業給付金の給付申請者（事業所の事務担当者を含む）に対し、窓口において、必ず、延長手続についても説明する、また、埼玉、茨城、栃木、群馬、東京、神奈川、新潟及び長野労働局においては、⑤各種制度の説明会等の機会を捉えて事業所の事務担当者向けに当該延長手続の説明を行うなど、いくつかの労働局は、当該延長手続についてより積極的な周知を行っている。

本件に係る問題点

１　育児休業給付金制度の概要、支給申請等について案内するために厚生労働省、都道府県労働局等が作成しているパンフレット、リーフレット、手引等の資料には、①市町村に保育所への入所について問い合わせたが、年度途中の入所が難しい状況であったり、定員超過のため次回の入所は困難であるとの説明を受け、入所申込を行わなかった場合、②保育所への入所を市町村に対して希望しているが、入所希望日を１歳の誕生日の翌日以降としている場合など、支給対象期間の延長が認められない場合の具体例についての記載はあるものの、制度自体が複雑なこともあり、これらの資料は、事業所にとっても一般市民にとっても分かりづらい内容となっている。

このため、勤務先の事業所において当該延長申請に係る手続について詳しい説明を受けられなかったこと等が原因で、保育所への入所申込等の所定の手続を行う必要があることを承知していなかったことから、「育児休業に係る子が１歳に達しても、当分の間、保育が行われない事実」を証明できずに、育児休業給付金の支給対象期間の延長が認められない方が存在する可能性がある。

２　①育児休業給付金の給付申請者（事業所の事務担当者を含む）に対し、窓口において、必ず、延長手続についても説明する、②各種制度の説明会等の機会を捉えて事業所の事務担当者向けに当該延長手続の説明を行うなど積極的な周知を行っている労働局がいくつか確認できた一方、他の労働局においては、そのような積極的な周知は行われていなかった。

（あっせんの要旨）

埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局は、育児休業給付金の支給対象期間の延長手続について、次のとおり、より積極的に周知を図る必要がある。

１　①育児休業給付金の給付申請者（事業所の事務担当者を含む）に対し、窓口において、必ず、延長手続についても説明する、②各種制度の説明会等の機会を捉えて事業所の事務担当者向けに当該延長手続の説明を行うこと（既に実施している労働局においては、これらの施策を継続すること）。

２　育児休業給付金の支給対象期間の延長手続について特化したパンフレット等を作成し、様々な機会を捉えて、被保険者、事業所等に配布すること。その際には、①保育所入所不承諾の通知書等が市町村から発行されない等の場合の注意事項、及び②延長が認められない場合があることについての注意事項を盛り込むこと。

【連絡先】関東管区行政評価局　総務部　首席行政相談官室
首席行政相談官　椎名
電　　話：０４８－６００－２３１３
Ｆ　Ａ　Ｘ：０４８－６００－２３３６